

福岡県  
国土利用計画（第五次）・土地利用基本計画  
（素案）

令和 年 月  
福 岡 県

福岡県国土利用計画（第五次）・土地利用基本計画  
目 次

前文	1
第1章 県土の利用に関する基本構想	2
1 県土の特性と土地利用の動向	2
(1) 県土の特性	2
ア 自然的条件	2
イ 人口と世帯	2
ウ 経済・産業	2
(2) 土地利用の動向	3
ア 農地	3
イ 森林、原野等	4
ウ 水面・河川・水路	4
エ 道路	4
オ 宅地	4
2 県土利用の基本方針	5
(1) 県土利用の基本的条件の変化	5
ア 人口減少・高齢化等を背景とした県土の管理水準の悪化と地域社会の衰退	5
イ 大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応	6
ウ 自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応	6
(2) 県土利用の基本方針	8
ア 地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理	8
イ 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理	10
ウ 健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理	10
エ 県土利用・管理DX	11
オ 多様な主体の参加と官民連携による県土利用・管理	12
(3) 利用区分別の県土利用の基本方向	12
ア 農地	12
イ 森林	13
ウ 原野等	14
エ 水面・河川・水路	14
オ 道路	14
カ 住宅地	15
キ 工業用地	15

ク	その他の宅地	15
ケ	その他（公用・公共用施設の用地、低未利用土地等）	16
コ	沿岸域	16
第2章	県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	17
1	県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	17
(1)	農地	18
(2)	森林	18
(3)	原野等	18
(4)	水面・河川・水路	18
(5)	道路	18
(6)	宅地	18
(7)	その他	18
2	地域別の概要	19
(1)	福岡地域	19
(2)	筑後地域	21
(3)	筑豊地域	23
(4)	北九州地域	24
第3章	第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	26
1	土地利用関連法制等の適切な運用	26
2	土地の有効利用・転換の適正化	27
3	県土の保全と安全性の確保	28
4	自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	29
5	持続可能な県土管理	30
6	多様な主体による県土利用・管理の推進	31
7	県土に関する調査の推進	31
8	計画の効果的な推進	32
第4章	土地利用の原則及び調整に関する事項	32
1	土地利用の原則	32
(1)	都市地域	32
(2)	農業地域	33
(3)	森林地域	34
(4)	自然公園地域	34
(5)	自然保全地域	35

2	土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向	35
(1)	都市地域と農業地域とが重複する地域	35
(2)	都市地域と森林地域とが重複する地域	35
(3)	都市地域と自然公園地域とが重複する地域	36
(4)	都市地域と自然保全地域とが重複する地域	36
(5)	農業地域と森林地域とが重複する地域	36
(6)	農業地域と自然公園地域とが重複する地域	36
(7)	農業地域と自然保全地域とが重複する地域	37
(8)	森林地域と自然公園地域とが重複する地域	37
(9)	森林地域と自然保全地域とが重複する地域	37
3	土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画	39

## 前文

福岡県国土利用計画（第五次）・土地利用基本計画（以下「本計画」という。）は、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号。以下、「法」という。）の規定に基づき、本県の区域における国土（以下「県土」という。）の利用に関する基本的事項を定めた総合的かつ長期的な計画であり、県土利用に関する諸計画の指針とすべき計画であるとともに、県内の市町村がその区域について定める県土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）の基本となるものである。

加えて、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となるものであり、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものである。

県土の利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の総合的な発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

また、本計画は、著しい社会経済情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行うものとする。

なお、本計画の策定に当たっては、福岡県土地利用基本計画が国土利用計画を基本とするなど関連性が深いことから、両計画を統合し、一体的な計画として策定することにより、県土利用の方向性や土地利用の調整指導方針等に関して、県民や市町村等により分かりやすいものとなるようにした。

第 1 章から第 3 章において、国土利用計画に関する内容を記載し、第 4 章において、土地利用基本計画に関する内容を記載している。

## 第1章 県土の利用に関する基本構想

### 1 県土の特性と土地利用の動向

#### (1) 県土の特性

##### ア 自然的条件

本県は九州の北部に位置し、三方を性格の異なる海に囲まれ、九州はもとより西日本における交通の要衝を占めている。特に、福岡市、北九州市を中心に、人口や企業が集積している。福岡から東京への距離と同じ約1,000km圏内には、中国、韓国等の近隣諸国の主要都市が含まれ、これら東アジア地域との交流が容易な位置にあり、こうした地理的条件と優れた交通ネットワークから、アジアのゲートウェイとして重要な役割を果たしている。

令和7年現在の県土面積は、4,988 km<sup>2</sup>で全国の総面積の約1.3%、九州の約11.2%を占めている。また、標高500m未満の土地が県土面積の9割以上を占め、傾斜が15°未満の面積が約6割と比較的緩やかな地形となっており、県土の利用区分別の土地利用は、全国平均と比較して森林の割合が低く、農地、宅地などの割合が高くなっている。

本県の気候は概して温暖であり、県下の平均降水量は年間1,828mmで全国平均とほぼ同じであるが、人口集積が高いため、人口1人当たりの降水量は全国平均の約3分の1となっている。

##### イ 人口と世帯

令和2年国勢調査によると、本県の人口は513万5,214人で、全国の約4.1%、九州の約36%を占めている。人口の推移は平成27年から令和2年の5年間で3万3,658人(0.7%)増加している。しかし、増加は福岡地域(9万8,269人、3.8%)のみで、筑後地域(1万8,395人、2.3%)、筑豊地域(1万9,150人、4.6%)、北九州地域(2万7,066人、2.1%)は減少している。

また、令和2年の世帯数は232万3,325世帯で、平成27年から令和2年の5年間で12万2,288世帯(5.6%)増加している。地域別にみると、福岡地域(9万6,867世帯、8.3%)、筑後地域(1万2,481世帯、4.1%)、北九州地域(1万4,290世帯、2.6%)は増加しているが、筑豊地域(1,350世帯、0.8%)は減少している。

##### ウ 経済・産業

令和4年度の県内総生産は20兆1,872億円となっており、地域別にみると、福岡地域11兆900億円(構成比54.9%)、筑後地域2兆7,223億円(同13.5%)、筑豊地域1兆3,473億円(同6.7%)、北九州地域5兆276億円(同24.9%)と、福岡地域が5割

以上を占めている。

産業別にみると、第1次産業 1,192 億円（構成比 0.6%）、第2次産業 3 兆 9,127 億円（同 19.4%）、第3次産業 15 兆 9,431 億円（同 79.0%）と、第3次産業が約8割を占めている。

第1次産業では、温暖で適度な雨量に恵まれ、筑前海・有明海・豊前海の特徴の異なる3つの海があり、筑後川、遠賀川、矢部川などの河川沿いに広がる肥沃な平野から、筑紫、耳納などの山間地域までと変化に富んだ地形の中で、多様な農林水産業が行われている。近年、就業者の高齢化や後継者不足などによって、中山間地域において荒廃農地等の増加が懸念されているが、担い手確保やイノベーションの取組およびスマート農業機械の導入支援による省力化、生産性向上、競争力強化などの取組を進めている。

第2次産業では、製造業が県経済を支える重要な産業であり、2023 年経済構造実態調査によると、輸送用機械器具製造業が製造品出荷額等の約 31%を占め最も大きく、次いで鉄鋼業、食料品製造業、金属製品製造業、化学工業などが続いており、輸送用機械を中心とする加工組立型産業に加え、鉄鋼や化学、食料品などの素材・生活関連産業が県工業を支えている。

第3次産業は、県経済の中心をなしており、県内総生産に占める構成比が最も高い。産業別にみると、卸売・小売業が約 17%を占め最も大きく、次いで不動産業、保健衛生・社会事業、専門・科学技術・業務支援サービス業の順に構成比が高い。小売業では、大規模商業施設の郊外出店が進む一方で、中心市街地では大型店の立地やオンライン消費の増加により、小規模商店の減少、空き店舗の増加がみられる。一方、福岡市内の天神地区や博多駅周辺では再開発により都市型商業機能が強化されている。また、情報通信業においては、優れた技術力を有する IT スタートアップが集積している。

## （2）土地利用の動向

### ア 農地

農地の面積は、令和5年は7万8,365haとなっており、平成25年の8万5,220haから10年間に6,855ha(8.0%)減少した。令和5年の内訳は、田が6万3,493ha(81.0%)、畑が1万4,872ha(19.0%)となっている。10年間の推移では、田(3,801ha、5.6%)の減少率より畑(3,054ha、17.0%)の減少率が高かったため、田の構成比が若干高まった。

平成25年から令和5年の10年間で農地の転用面積が多い市町村をみると、福岡市、久留米市、糸島市などの都市圏が上位を占めている。それらの都市圏の宅地開発需要により、農地が転用されてきたことが認められる。

また、荒廃農地は平成25年に4,752haだったが、令和2年の5,100haをピークとして近年は減少しており、令和5年には4,249haとなった。

#### イ 森林、原野等

森林の面積は、令和5年は22万5,089haとなっており、平成25年の22万1,896haから10年間に3,193ha(1.4%)増加した。令和5年の内訳は、国有林が2万5,541ha(11.4%)、民有林が19万9,548ha(88.6%)となっている。10年間の推移では、国有林が522ha(2.1%)、民有林が2,671ha(1.4%)それぞれ増加している。

これまでの森林整備等により、水源かん養など森林の有する公的機能が回復しつつある一方で、人口減少や高齢化により林業経営が困難な人工林では、今後、公的機能を発揮できなくなることが懸念されている。

原野等の面積は、令和5年は408haとなっており、平成25年の485haから77ha(15.9%)減少した。

#### ウ 水面・河川・水路

水面・河川・水路の面積は、令和5年は2万1,741haとなっており、平成25年の2万929haから10年間に812ha(3.9%)増加した。令和5年の内訳は、水面が4,027ha(18.5%)、河川が1万2,827ha(59.0%)、水路が4,887ha(22.5%)となっている。10年間の推移では、水面が462ha(13.0%)、河川が205ha(1.6%)、水路が145ha(3.1%)それぞれ増加している。

水面・水路の面積の増加は、多様な水需要に対する安定供給を図るため、水資源開発や、水路の整備を行ったこと、河川の面積の増加は、治水安全度を高めるための河川の整備を行ったことが主な要因となっている。

#### エ 道路

道路の面積は、令和5年は3万3,503haとなっており、平成25年の3万1,753haから10年間に1,750ha(5.5%)増加した。令和5年の内訳は、一般道路が2万9,762ha(88.8%)、農道が1,898ha(5.7%)、林道が1,843ha(5.5%)となっている。

10年間の推移では、一般道路が1,676ha(6.0%)、農道は16ha(0.9%)、林道が58ha(3.2%)増加している。

一般道路の面積の増加は、高規格幹線道路や幹線道路の整備、快適で安全な道路づくりに向けた幅員の拡張などを行ってきたこと、林道の面積の増加は、森林整備に伴う作業道などの整備が行われてきたこと、農道の面積の増加は、農地の区画整理や集約化等に伴うものが主な要因となっている。

#### オ 宅地

宅地の面積は、令和5年は7万6,943haとなっており、平成25年の7万4,195haから10年間に2,748ha(3.7%)増加した。令和5年の内訳は、住宅地が4万

6,750ha(60.8%)、工業用地が6,200ha(8.0%)、その他の宅地が2万3,993ha(31.2%)となっている。10年間の推移では、住宅地が1,696ha(3.8%)、工業用地は334ha(5.7%)、その他の宅地が718ha(3.1%)増加している。

住宅地の面積の増加は、人口や世帯数の増加に伴い住宅の整備が進んだこと、その他の宅地の面積の増加は、商業系施設の整備が進んだことが背景として考えられる。また、工業用地の面積についても増加しており、その背景として自動車関連や金属製品、食料品製造業などの工場立地の活発化が考えられる。

## 2 県土利用の基本方針

### (1) 県土利用の基本的条件の変化

今後の県土利用を計画するに当たっては、土地利用をめぐる下記のような基本的条件の変化と課題を考慮する必要がある。

#### ア 人口減少・高齢化等を背景とした県土の管理水準の悪化と地域社会の衰退

国勢調査による本県の総人口を要因ごとに見ると、死亡数と出生数の差による自然増減については、1970年代までは、おおむね4万人前後の安定した自然増が続いてきたが、80年代から年々増加幅が縮小し、平成23年(2011年)以降は自然減となっている。

一方、流出数と流入数の差による社会増減については、70年代半ば以降はおおむね社会増となっている。

人口は、自然増減と社会増減により変動することとなるが、近年は、少子高齢化の進行によって、自然減が社会増を上回り、減少局面に突入している。

このような人口動態の変化は、土地需要の減少のみならず、県土の利用や管理に大きな影響を与える。

既に人口減少が進行している地域では、中心市街地の空洞化が進むとともに、所有者不明土地等の低未利用土地や空き家等が増加しており、土地利用効率や管理水準の低下が懸念される。また、食料の海外依存リスクが高まるなか、農山漁村では、担い手減少による農地等の管理水準の低下や荒廃農地の増加も懸念される。森林においては、必要な施業が行われないことにより、土砂災害防止や水源かん養、木材生産等の機能低下を招き、県土の保全や水循環、木材の安定供給等にも大きな影響を与えるおそれがある。

これらの問題は、既にその多くが顕在化しているが、対策を怠れば、今後、ますます状況が悪化し、県土の管理水準の低下による周辺地域への悪影響の発生や非効率な土地利用の増大による地域社会の衰退等が懸念されることから、人口減少社会においては、県土の適正な利用と管理を通じて、県土を荒廃させない取組を進めていくことが重要である。

## イ 大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応

本県は、筑紫山地を境に南北で気候が異なるなど地域ごとに特有の気象条件を有し、台風や豪雨、高潮、高波害、さらには地震や土砂災害等、様々な自然災害のリスクを抱えており、過去には「平成 29 年 7 月九州北部豪雨（2017 年 7 月）」、「福岡県西方沖地震（2005 年 3 月）」等の自然災害が発生している。近年は気候変動の影響による、極端な気象現象に伴う風水害や土砂災害の激甚化・頻発化などが懸念されている。また、活断層の存在による直下型地震や、過去に発生した大規模地震の記録も踏まえ、地震災害への備えも不可欠となっている。

都市においては、諸機能の集中や地下空間を含む土地の高度利用の進展など経済社会の高度化に伴う都市型水害等に対する脆弱性や、地震時等に著しく危険な密集市街地への対応といった課題が残されている。農山漁村においても、管理水準の低下に伴う県土保全機能の低下が懸念されている。加えて、地籍整備が遅れている地域では、土地取引の円滑化、災害復旧の迅速化、土地の有効利用の妨げになるおそれもある。

安全・安心は、すべての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、速やかに復旧・復興できる県土の構築に向けた県土強靱化の取組が重要である。

本県では、いかなる自然災害が発生しようとも、「人命の保護」、「社会の重要な機能の維持」、「被害の最小化」、「迅速な復旧復興」を実現することを基本目標として、「福岡県地域強靱化計画」を策定しており、県土利用・管理の点からも、計画に掲げる施策を推進していくことが重要である。

## ウ 自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応

気候変動や社会経済活動の拡大に伴い、良好な自然環境の喪失・劣化とそれに伴う生物多様性の損失が続いている。

自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壌の劣化や水質の悪化、水循環の変化、食料の安定供給、水源のかん養や県土保全などに大きな影響を及ぼす。また、温暖化対策やエネルギーの海外依存リスクなどから、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入促進が求められるなか、太陽光パネル等の防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が顕在化し、地域社会との共生が課題となっている。

加えて、人獣共通感染症や薬剤耐性菌など、人と動物、環境が互いに影響し、各分野にまたがる問題が顕在化していることから、本県においては「人と動物の健康及び健全な環境が調和した社会」の実現を目指し、ワンヘルスの実践を体系的に整理した「福岡県ワンヘルス推進行動計画」を策定しており、この計画のもと、専門家や関係機関の連携による感染症対策や、生物多様性の保全、環境リスクの低減などの取組が求められている。

また、2050 年カーボンニュートラルや 2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生

態系として効果的に保全する「30by30 目標」といった国際公約の実現と地域課題の統合的な解決に向けて、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の考えに根ざした県土利用・管理を進めていくことも重要である。

人口減少は、開発圧力の減少等を通じて空間的余裕を生み出す側面もあるため、この機会を捉え、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する視点も重要である。開発後に放棄された土地は、その地域本来の生態系には戻らず荒廃地等となる可能性があることから、自然の生態系に戻す努力が必要となる。とりわけ、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においては、土地への働きかけの減少により自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等も懸念される。

これまで人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や美しい農山漁村の集落と街並み、魅力ある都市空間や水辺空間等を保全、再生、創出するとともに、これらを活用して地域の魅力を高めることは、世界に誇る美しい自然と多彩な文化を育む個性豊かな県土を将来世代へ継承する観点からも重要である。

これらの県土を取り巻く環境変化と課題に共通して、多様な主体の参加と官民連携による地域課題の解決を図ることにより、豊かさを実現し、人々が安心して住み続けられる地域づくりを進めるとともに、デジタル技術の活用等の DX の視点と人と動物の健康と環境の健全性を一体的に守るワンヘルスの視点を踏まえた施策の推進を図る。

#### ※ワンヘルスと福岡県

新型コロナウイルス感染症をはじめとした新興感染症の多くは、人と動物の双方に感染する人獣共通感染症であり、森林開発など自然環境へ負荷を与える行為、またこれらに伴う地球温暖化や生態系の劣化、人と動物の関係性の変化など、様々な要因が複雑に関係し、元々野生動物が持っていた病原体が人へ感染するようになったと言われている。このように、様々な分野にまたがる問題に対応するためには、人と動物の健康と環境の健全性を一つとして捉え、一体的に守っていくワンヘルスの取組が重要である。本県では、全国初となる「福岡県ワンヘルス推進基本条例」や「ワンヘルスの実践促進に関する条例」を制定し、さらに、条例に基づいて体系的に整理した「福岡県ワンヘルス推進行動計画」を策定し、自然環境の保全や生物多様性の確保などをはじめ幅広い取組を行っている。



## (2) 県土利用の基本方針

(1) で示した県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題を踏まえ、①地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理、②土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理、③健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理とそれらに共通する④県土利用・管理 DX、⑤多様な主体の参加と官民連携による県土利用・管理を推進し、持続可能で自然と共生した県土利用・管理を目指す。

なお、その際、持続可能な開発目標 (SDGs) の考え方に基づき、環境・社会・経済の3つの側面を統合的に捉え、調和の取れた県土の利用に積極的に取り組むことが重要である。

### ※持続可能な開発目標 (SDGs) とは

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までの達成を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことを掲げている。



本県としても、SDGs の考え方を踏まえて施策に取り組むことにより、持続可能な社会づくりの推進を図っている。

### ア 地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理

地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理については、関連する制度を組み合わせながら、人口減少が進行する中で発生する低未利用土地や空き家等の有効利用や高度利用による土地利用の効率化を図るとともに、国が進める「国土の管理構想」も踏まえ、地域の持続性確保につながる土地利用転換といった土地利用の最適化を進めることが重要である。

また、人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、利便性と生産性が高く環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市構造を形成していくことが求められる。このため、都市においては、土地本来の災害リスクを基礎として、地域の様々な要素を衡量した上で、災害ハザードエリアにおける開発抑制を行い、中長期的な視点でより安全な地域へ都市機能や居住を誘導するなど、中心部や生活拠点等に集約するとともに、郊外に無秩序に拡大してきた市街地については集約する方向に誘導する。

集約化する中心部では、所有者不明土地等の低未利用土地の利用の円滑化や空き家

の利活用により土地利用の効率化を図るとともに、所有者不明土地対策と空き家対策の連携の強化など、効率的かつ効果的な対策の充実・強化を図り、とりわけ、今後建築後相当の年数を経たマンションが急激に増大していくことが見込まれることから、マンションの管理の適正化や再生の円滑化を進めることが重要である。

一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生等の新たな土地利用を勘案しつつ、生活の維持、空き地・空き家対策等を進めながら、土地の多面的な活用を図る。一部の地域だけで十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進める。その際、必要に応じて市町村を超えた連携の視点を持つことが重要となる。

さらに、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。新たな土地需要がある場合には、既存の低未利用土地の再利用を優先し、地域社会の持続可能性を高める地方創生の観点にそぐわない場合は、農地や森林等からの転換は抑制する。

大都市においては、国際競争力強化の観点から、大街区化により必要な業務機能が集積できるよう土地の有効利用・高度利用を図るとともに、海外からも人や企業を呼び込む魅力ある都市空間の形成に向けた基盤整備、良好な業務空間・居住空間の確保、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりや空間づくりを官民一体により推進する。

農地については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、県土保全等の多面的機能を持続的かつ適切に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農地の大区画化や担い手への農地集積・集約化を促進することなどを通じて、遊休農地や荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。

森林については、森林経営管理制度を活用した経営管理の集積・集約等により、県土の保全、水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。その際、都市における雨水の貯留・かん養の推進や農地、森林の適切な管理などにより、効率的に健全な水循環の維持又は回復を図る。

また、カーボンニュートラルの実現に向けた大規模太陽光発電設備や風力発電設備等の再エネ施設の設置に際しては、大規模太陽光発電設備に対する将来の設備廃棄や景観との調和に関する地域の懸念が顕在化していることなども踏まえ、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮するなど、地域と共生する形で立地誘導を図る。

なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

地方創生の観点から、交通利便性の向上等の地域産業の立地適性の状況変化等を踏まえた、地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用転換など、関連する制度の弾力的な活用や必要な見直しを通じて、地域の合意形成に基づき、積極的な土地利用の最適化を推進していく。

そのほか、重要土地等調査法に基づく土地等利用状況の調査などの動きを注視する。

#### イ 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理

土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが重要である。

気候変動による、極端な気象現象に伴う風水害の激甚化・頻発化を踏まえ、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進するとともに、土地本来の災害リスクを基礎として、地域の様々な要素を衡量した上で、災害ハザードエリアにおける開発抑制と中長期的な視点でより安全な地域へ都市機能や居住を誘導する。

また、農地の良好な管理や「緑の社会資本」である森林の整備保全を通じて、県土保全や水源かん養等の多面的機能を持続的かつ適切に発揮するとともに、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップの推進により、ライフライン等の多重性・代替性を確保する。

さらに、被災後、早期に的確な復興に着手できるよう、地域人口の将来予測等を踏まえ、平時から事前防災・事前復興の観点からの「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築を進める。その際、広域的な視点から、県による市町村の防災・減災対策への助言を積極的に行うことも重要である。

併せて、昨今の極端な気象現象、防災分野における国及び社会全体の政策の動向や変化のスピードを的確に捉えていくことにも努める。

加えて、宅地、農地、森林等といった土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等の安全性を確保するなどの取組を進めることによって安全・安心な県土利用・管理を実現していく。

#### ウ 健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理

健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理については、県土と社会経済活動の基盤となる自然資本の保全・拡大と持続的な活用を図るため、健全な生態系の保全・再生や広域的な生態系ネットワークの構築・維持に向けて分野横断的に多様な主体が連携して取り組むことが重要である。また、その取り組みにあたっては、「福岡県生物多様性戦略」が目指す健全な生態系の保全・再生や広域的な生態系ネットワークの構

築・維持、ワンヘルスの視点を取り入れる必要がある。

このため、自然公園等の保護地域の拡張と管理の強化を図るとともに、低未利用土地の自然再生地への転換も含め、保護地域以外における多様な主体による生物多様性保全の取組を促進することによって、優れた自然環境の保全・再生と併せて、森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークを形成する。

その際、自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラや生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）など NbS（Nature-based Solutions）の考え方に根ざした自然環境が有する多様な機能の活用、SDGs の取組によって、地域の社会課題解決を図っていくことが重要である。

また、地域におけるカーボンニュートラルの実現に向けて、地域共生型の再エネ導入促進や、バイオマス等の循環利用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承することが重要となる。

さらに、自然公園などの優れた自然環境の保全や管理を充実させ、自然資本の持続的な活用、地方への移住や二地域居住など地域間の対流促進、関係人口の拡大を図ることによって、地域活性化や都市と農山漁村のつながりを強化する。

これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間、水辺空間など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を通じた魅力ある地域づくりや地球温暖化への対応、水環境の改善等の観点から地下水を含む健全な水循環を維持又は回復するための取組を効率的かつ効果的に進める。

これらの取組と併せて、多様な主体の連携により、地域が主体となって、地域資源を最大限活用しながら、環境・社会・経済課題を同時に解決していくローカル SDGs 事業を生み育て続けられる自立した地域をつくりつつ、地域における生態系サービスの維持・向上を図ることが重要である。

なお、自然環境の単純な再生は、時として人獣共通感染症などの感染症リスクを生じさせる可能性があることに留意する必要がある。ワンヘルスの視点も踏まえたバッファゾーン（緩衝帯）となる里地里山等の管理が重要である。

## エ 県土利用・管理 DX

本県においては、令和4年に「福岡県 DX 戦略」を策定して以降、デジタル化・DX の推進に取り組んでいる。適正な県土利用・管理を推進するに当たっては、人口、高齢化率、農地・森林関連情報の管理状況、災害リスク、土地利用状況、交通インフラ整備状況、都市計画情報など、分野横断的な地域の情報を一元的に把握し、対策を検討していくことが重要である。

今後、人口減少や高齢化により管理能力や人手不足の深刻化が懸念されるため、県土の管理を効率的・効果的に実施するための情報が必要となる。

このため、県土の現状を正確に把握した上で、県民に広く共有することを基本的な方

向とし、自然災害や環境問題への対応、産業・経済の活性化、豊かな暮らしの実現につながる地理空間情報等のデジタルデータ・リモートセンシング等のデジタル技術を徹底的に活用するとともに、県土の状況把握・見える化、まちづくり、農林業等の課題に応じたデジタル技術の開発、実装を推進することにより、県土利用・管理の効率化・高度化を図る。

また、福岡県官民データ連携基盤や国による地理空間情報の整備により、地域・分野を超えたオープンデータ等の利活用を推進し、分野横断的な情報の活用体制を強化するとともに、地図上に人口や交通、都市機能に関する地理空間情報を重ねて表示することで、視覚的に都市の課題や施策効果が把握できる都市構造の可視化を推進していくことが重要となる。

#### オ 多様な主体の参加と官民連携による県土利用・管理

人口減少の進行に伴う土地利用ニーズの低下を背景とした所有者不明土地や管理不全の土地の増加が懸念されるなか、適正な県土利用・管理を推進するに当たっては、地域の発意と合意形成を基礎として、民間企業・NPO等の多様な主体の参加や官民連携による取組を促進していくことが重要である。

このため、多様な主体が連携して地域の課題を解決する協議会等のコーディネート機能の確保を図るとともに、相続等により取得した土地を国庫に帰属させる取組のほか、空き地・空き家バンク等の官民連携の取組を推進する。

また、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、その管理の一端を担う県民の参加による県土管理を進めるため、二地域居住者等を含む関係人口の拡大と地域との関わりを深化させることが引き続き重要である。

### (3) 利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の土地利用の基本方向は以下のとおりとする。なお、各利用区分を個別に捉えるだけでなく、相互の有機的な関連性に十分留意し、地域全体の利益を実現する最適な土地利用・管理が実現できるよう調整を図ることが必要である。

#### ア 農地

農地については、宅地への転用や荒廃農地の発生等により減少傾向にあるが、県民生活を支える食料等の生産基盤であることから、耕地利用率や農地の集積率等の向上により更なる食料の安全保障の強化を図りつつ、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保する。また、不断の良好な管理を通じて、県土保全や生物多様性保全等の農業・農村の有する多面的機能の適切な維持・発揮の促進を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化、水田の畑地化・汎用化等の基盤整備、農地中間

管理機構を活用した農地の集積・集約化を推進するとともに、担い手の負担軽減のため水路等の保安全管理といった地域の共同活動を支援する。また、農業上の利用が行われる区域や保全等を進める区域について、地域の農地の利用・保全等を計画的に進め、農地の適切な利用を確保する。

中山間地域等の条件不利地域における荒廃農地の発生防止など、農地の確保と適正利用の強化を図るとともに、荒廃農地発生等の要因となる鳥獣による農作物被害への対策を進める。また、農業と他分野の連携による取組等を通じ、複数の地域で支え合い、地域資源の維持や集落機能を補完する体制の構築を図る。市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用を図る。

デジタルや新技術活用の観点からは、スマート農業の加速化による生産性の向上を図るとともに、持続性との両立によって、持続可能な食料システムを構築する。

農地への再エネの導入に当たっては、食料安全保障の観点から、農業生産の基盤である優良農地の確保や農村地域の活力の向上に特に配慮する。

また、県産農林水産物の高付加価値化や多様な担い手の育成・確保に資するよう、質の高い農地・生産基盤の維持に取り組むとともに、環境への配慮や持続可能な農業の推進を通じて、県土の保全と県民の健康・安心に貢献する。

## イ 森林

森林については、2050年カーボンニュートラルや生物多様性保全への対応、国内外の木材の需給動向等を踏まえ、県土の保全、水源かん養、地球温暖化の防止、木材生産、生物多様性の保全等の多面的機能を有し重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。その際、山地災害の防止対策、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、森林経営管理制度等に基づき、森林の経営管理の集積・集約化を進めるとともに、急な傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進する。さらに、デジタル技術やスマート林業の導入、企業・NPOなど多様な担い手の参画を促進し、森林管理の効率化・高度化を図る。

また、戦後に植林した森林が利用期を迎えていることから、この機会を捉え、将来にわたり森林がその多面的機能を発揮できるよう、森林資源の循環利用の確立を図ることとし、主伐後の再生林を推進するとともに、花粉症対策として、スギ花粉等の発生の少ない多様で健全な森林への転換を図る。さらに、都市等において新たな木材需要（非住宅・中高層建築物、木質バイオマス、改質リグニン等の新素材としての活用など）を創出することなどにより県産材の利用を促進する。

併せて、間伐等の管理が行き届かない人工林は、生物多様性や森林の公益的機能の低下につながることから、希少な生物が生息・生育するなど属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる人工林や経営が困難な人工林では、福岡県森林環境税を活用した

強度間伐による針広混交林化や伐採後の天然更新等による広葉樹林化を図ることで、公益的機能が効果的に発揮できるよう森林整備を進める。

都市及びその周辺の森林については、良好かつ地域での快適な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え、水源かん養、地球温暖化の防止、木材の供給などに配慮しつつ、適正な利用を図る。特に、カーボンニュートラルの実現に向けた都市部のCO<sub>2</sub>排出削減等へ貢献していくため、森林資源の循環利用を進めるとともに、森林経営への資金循環が期待される森林由来 J-クレジットを活用したカーボン・オフセットの推進を図る。また、森林を活かした健康づくりや県民交流の場の創出にも努め、地域の活力向上に貢献する。さらに、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生息・生育する森林、史跡、名勝等が存在し優れた自然景観等を形成する森林等については、その適正な保全を図る。

#### ウ 原野等

原野等において、野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境が形成されている湿原、草原などについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

#### エ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、河川はん濫地域における安全性の確保、多様な水需要に対する安定した水供給のための水資源開発、農業用排水路の整備やため池の計画的な改修などに要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。これらの整備に当たっては、流域の特性に応じた健全な水循環系の構築や、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、生物の多様な生息・生育環境、自然の水質浄化作用、うるおいのある水辺環境、都市における貴重なオープンスペースなど多様な機能の維持・向上に努める。

#### オ 道路

道路のうち、一般道路については、地域間の対流を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、県土の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図る。また、計画的な点検・診断と予防的な維持修繕を行うことで、施設の適切かつ効率的な維持管理・更新等を通じた既存用地の持続的な利用を図る。

整備に当たっては、道路の安全性、快適性や防災機能の向上に配慮するとともに、希少な動植物の保全や自然環境への影響を少なくするための工法を採用するなど環境の

保全にも十分配慮することとし、特に市街地においては、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努める。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、老朽化した施設の再編・強靱化等の取組を通じて既存用地の持続的な利用を図る。農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。

#### カ 住宅地

住宅地については、少子高齢化の進行や少人数世帯の増加、生活様式や居住ニーズの多様化を受け、豊かな住生活の実現、秩序ある市街地形成の観点から、耐震・環境性能などに優れた良質な住宅ストックの形成を図り、良好な居住環境を形成する。その際、地域の状況を踏まえつつ、都市の集約化に向けて居住を中心部や生活拠点等に誘導し、災害リスクの高い地域での整備の適切な制限に努める。また、子育てしやすい環境や高齢者が安心できる住まいの確保、多様な世帯に対応した住宅セーフティネットの充実に向けた各施策に取り組む。

住宅地の整備に際しては、世帯数が計画期間中におおむねピークを迎え、その後は減少に転じることが見込まれるため、必要な用地の確保は、土地利用の高度化、低未利用土地の活用、空き家の活用・除却を推進し、農地や森林等からの転換の抑制に努める。

#### キ 工業用地

工業用地については、グローバル化や情報化の進展等に伴う工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況及び地域産業活性化の動向等を把握し、環境の保全等に配慮しつつ、県内における企業立地促進の方針等を踏まえた必要な用地の確保を図る。

また、工場移転や業種転換等に伴って生ずる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。さらに、工場内の緑地、水域やビオトープ等が希少な植物や水生生物等の生育・生息環境となっている場合もあるため、その保全に配慮するとともに、企業等による自主的な取組の促進を図る。

#### ク その他の宅地

その他の宅地については、市街地の再開発等による土地利用の高度化、都市の集約化に向けた諸施設の中心部や生活拠点等への集約、災害リスクの高い地域への立地抑制及び良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地について、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応しながら、必要な用地の確保を図る。また、大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や地域の景観との調和等を踏まえ、郊外への無秩序な拡大を抑制しつつ、地域の判断を反映した適正な立地を確保する。公共施設

については、建替え等の機会を捉え、地域の災害リスクに十分配慮しつつ、中心部等での立地を促進させることにより、災害時の機能を確保するとともに、より安全な地域への市街地の集約化を促進させる。

#### ケ その他（公用・公共用施設の用地、低未利用土地等）

以上のほか、文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設等の公用・公共用施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空き店舗等の活用やまちなか立地に配慮する。また、県の防災拠点となる施設等のうち緊急性の高い箇所の整備を推進するとともに、市町村における取組を支援する。

工場跡地など、都市の低未利用土地は、居住用地や事業用地等として適切に再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図る。

荒廃農地は、再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図る。一方で、様々な政策努力を払ってもなお再生困難な荒廃農地については、それぞれの地域の状況に応じて森林等新たな生産の場としての活用や、工業用地としての利用、自然環境の再生など、農地以外への転換を推進する。

また、ゴルフ場等の比較的大規模な跡地は、森林への転換を進めるほか、周辺自然环境や景観等への影響や災害リスク、地形等へ配慮しつつ、有効利用を図る。その際、近隣地域住民の生活環境と調和するよう、用途や撤退時の対応等を含め地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

#### コ 沿岸域

沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。その際、環境の保全と県民に開放された親水空間としての適正な利用や、海岸の侵食状況、津波・高潮等の災害リスクに配慮する。

また、沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しており、CO2吸収源としても期待される藻場等のブルーカーボン生態系など、沿岸域の有する生物多様性の確保を図るとともに、良好な景観を保全・再生・創出する。併せて漂着ごみ対策や汚濁負荷対策、漂流・海底ごみ対策の推進を図るよう努めるとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を進める。

## 第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

### 1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

ア 計画の基準年次は令和5年とし、目標年次は、令和18年\*とする。

(\*計画策定年から概ね10年後)

イ 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口については、およそ493万人\*と想定する。

(\*福岡県総合計画(人口ビジョン)で定める2040年時点の将来推計値ケース1)

ウ 県土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分とする。

エ 県土の利用区分ごとの規模の目標については、将来人口や各種計画等を前提とし、利用区分別の現況と変化についての調査に基づき、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとする。

オ 県土の利用の基本構想に基づく令和18年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。これらの数値については、本計画を策定した時点の土地の現況や社会経済情勢等をもとに推計した目標年次までの長期的な見通しであることから、今後の社会経済の不確定さや各種計画の改定等もかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。

県土の利用区分ごとの規模の目標

単位：ha、%

	県 計					
	令和5年	令和18年	増減面積	構成比		18/5
				5年	18年	
農地	78,370	76,910	△1,460	15.7	15.4	98.1
森林	225,090	225,090	0	45.1	45.1	100.0
原野等	410	410	0	0.1	0.1	100.0
水面・河川・水路	21,740	21,740	0	4.4	4.4	100.0
道路	33,500	34,590	1,090	6.7	6.9	103.3
宅地	76,940	78,550	1,610	15.4	15.8	102.1
住宅地	46,750	47,070	320	9.4	9.5	100.7
工業用地	6,200	6,580	380	1.2	1.3	106.1
その他の宅地	23,990	24,900	910	4.8	5.0	103.8
その他	62,720	61,480	△1,240	12.6	12.3	98.0
合計	498,770	498,770	0	100.0	100.0	100.0

※ 基準年次(令和5年)の数値は、土地利用現況把握調査より(10ha未満四捨五入)。

(1) 農地

食料の安定供給、県土の保全、自然環境の保全など農業の持つ多面的機能を維持する見地から、優良農地の確保に努めるものとするが、道路の整備や企業の進出などに伴う宅地への転用等により減少すると想定した。

(2) 森林

一部宅地などへの転換があるものの、森林の持つ多面的機能を維持する見地から適切な管理を図り、荒廃農地などの森林への転換や植林の促進等により、現状の面積を維持するとした。

(3) 原野等

原野等のうち、湿原や草原など貴重な自然環境については、生態系や景観の維持のため保全を基本とする。また、その他の原野および採草放牧地については、地域の自然環境に配慮しつつ適切に利用することで、現状の面積を維持するとした。

(4) 水面・河川・水路

水面については計画期間中にダムの整備計画等が無く、農業用水路の利用頻度は低下しているが、河川、水路の整備などにより現状の面積を維持するとした。

(5) 道路

広域幹線道路網の整備、中山間地域振興をはじめとした地域に必要な生活道路の整備などにより増加すると想定した。

(6) 宅地

住宅地については、世帯の増加や良質な住宅ストックの形成などを図ることによりなお増加すると想定した。

工業用地については、物流拠点や自動車産業などの需要により増加すると想定した。

その他の宅地については、商業施設、事務所・物流施設などの需要により増加すると想定した。

(7) その他

その他については、他の利用区分に該当しない土地に係るものである。

## 2 地域別の概要

地域別の土地利用に当たっては、「県土利用に関する基本方針」及び土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、地域の特性に応じた持続可能な地域形成の実現を通じ、県土全体の調和ある有効利用を目指し、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的特性を活かした土地利用を図るものとする。

地域区分は、福岡地域、筑後地域、筑豊地域、北九州地域の4区分とする。

### (1) 福岡地域

#### (現状と課題)

福岡地域は、福岡市圏域（福岡市）、筑紫圏域（筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市）、糟屋中南部圏域（宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町）、宗像・糟屋北部圏域（宗像市、古賀市、福津市、新宮町）、糸島圏域（糸島市）、朝倉圏域（朝倉市、筑前町、東峰村）の11市8町1村で構成され、面積は15万3,767haと県土の約30.8%を占めている。

令和2年の総人口は約269万人で、県全体の約52%を占め、圧倒的な人口規模を有しているが、域内では人口の増減や年齢構成にばらつきが見られる。福岡市圏域では生産年齢人口が多く、九州・山口圏から若い世代の転入が続く一方、東京圏等への転出も見られ、今後は高齢化率の上昇も見込まれる。筑紫圏域や糟屋中南部圏域、宗像・糟屋北部圏域、糸島圏域では子育て世代の転入・定住が顕著であるものの、20代前半を中心とした都市部や東京圏への転出超過も課題である。朝倉圏域では、若年層の転出と高齢化の進行が同時に進み、定住促進と地域コミュニティ維持が大きな課題となっている。

産業面では、福岡市圏域を中心に第3次産業（卸売業・小売業・サービス業など）が発展し、域内総生産の約9割を占める。一方、周辺圏域では物流、製造業、農林水産業も重要な役割を果たしており、とくに農林水産業の比重が大きい糸島圏域や朝倉圏域では農林水産物のブランド化が進められている。

また、福岡空港、博多港、鉄道や高速道路網など西日本の拠点となる交通インフラが整備されており、九州大学伊都キャンパスなどの高度研究拠点、天神地区・博多駅周辺をはじめとする高次都市機能が集中する一方で、観光資源、自然、歴史・文化資源も豊富に存在する。

課題としては、都市インフラ・生活基盤の維持・更新、都市部と郊外・農山村部との人口・雇用格差の拡大、若年層の転出抑制、子育て・教育・医療・福祉環境の更なる充実、多文化共生や外国人材受入の対応、災害リスクや気候変動への備え、そして地域産業の持続的成長と新分野への転換等、多様かつ複合的な対応が求められている。

#### (基本方向)

福岡地域では、九州・西日本の中核都市圏としての魅力、圏域ごとの特性を活かしな

がら、人口減少・高齢化の進行や都市の課題に的確に対応し、持続可能で多様な人々が安心して活躍できる活力ある地域社会の実現を目指す。

まず、福岡市圏域では、充実した交通基盤・高次都市機能・産業集積を背景に、IT 関連や健康・医療・福祉など成長分野の企業集積、産学官連携による新産業・スタートアップ創出、本社機能の誘致を一層推進する。天神ビッグバンや博多コネクティッド等、都心部開発を通じたビジネス環境や都市機能の強化、観光・MICE 誘致や文化・スポーツイベントの推進により、域内外の交流人口拡大と経済の活性化を目指す。また、都市の高齢化や多文化共生に対応し、福祉サービスの充実、健康寿命の延伸、誰もが活躍できる社会づくりに力を入れる。若年層の地元定着や専門・創業人材の呼び込みに加え、子育て・教育支援や働きやすい職場環境づくり、女性や外国人材の活躍推進にも重点を置く。

筑紫圏域では、福岡市圏域への優れた交通アクセスと自然・歴史資源を活かし、子育て世代や若年層の転入・定住を促進する。定住圏としての魅力向上と併せて、地元産業の活性化、地域資源を生かした観光・交流・体験産業の振興、農林水産業の高付加価値化を図る。人口の二極化や若年層の都市部転出に対応するため、移住・定住の促進、関係人口の創出・拡大、コミュニティの活性化に積極的に取り組む。

糟屋中南部圏域では、福岡市と隣接する地の利を活かし、定住圏域としての機能強化と企業誘致や創業支援による職住近接型の雇用創出に力を入れる。地元産業の活性化、地域資源を生かした観光消費の拡大、さらには交流・関係人口の拡大を一体的に進め、地域経済の多様化と活性化を図る。

宗像・糟屋北部圏域では、福岡市・北九州市圏域への通勤圏としての利便性を活かしつつ、企業誘致、コワーキングスペース整備等により職住近接型の定住圏域を目指す。世界文化遺産や美しい海岸線、豊かな自然など観光資源の活用、直売所・道の駅などの連携による農林水産物の6次産業化、生製品の認知度向上、体験型観光の推進、に努める。

糸島圏域は、都市近郊の豊かな自然環境、九州大学伊都キャンパス等の研究拠点や農林漁業資源を最大限に活かし、多様なライフスタイルの実現を支える定住圏域として発展を目指す。産学官連携による新産業・研究開発機能の集積、地元のブランド食材等の地域資源を活用した観光消費の拡大、移住・定住の促進を推進する。

朝倉圏域では、魅力ある農産物・伝統工芸・観光資源や広域道路網を活かし、関係人口の創出・拡大、農林業の収益力強化や中小企業の経営基盤強化、地元雇用の拡大による若年世代の転出抑制・定住促進に注力する。災害からの復旧・復興、防災・減災の強化、健康づくりや地域包括ケアの推進、地域コミュニティの活性化、子育て世帯への支援充実など、高齢化率の高さを踏まえた生活支援や子育て支援の充実を図る。

このように、福岡地域では都市機能や産業集積という強みを基盤としつつ、圏域ごとの多様性を尊重した施策を展開することで、人口減少・高齢化社会に対応した都市機能

やサービスの集約・拠点化、多様な産業振興・人材確保・コミュニティ活性化、地域資源の活用、災害に強いインフラ整備と生活環境の充実を一体的に推進する。誰もが安心して暮らし、多様な働き方やライフスタイルを選択できる、活力ある持続可能な地域社会の実現を図る。

## (2) 筑後地域

### (現状と課題)

筑後地域は、本県南部に位置し、八女・筑後圏域（八女市、筑後市、広川町）、久留米圏域（久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町）、有明圏域（大牟田市、柳川市、みやま市）の9市3町で構成され、面積は12万9,380haと県土の25.9%を占める。北部は久留米市などの都市部、南部には八女の山間地や有明海沿岸の農漁村が広がり、多様な自然・歴史・産業・文化が共存する地域である。

令和2年の総人口は約79万人で、本県全体の約16%を占めているが、各圏域においては少子高齢化や人口減少、若年層・子育て世代の域外転出が顕著となっており、人口構造の変化への対応が重要な課題である。特に有明圏域では高齢化率が37%と県平均を大きく上回り、八女・筑後圏域や久留米圏域でも年少人口・生産年齢人口の減少が進行しており、地域産業やコミュニティの持続性、人材確保が課題となっている。

産業面では、平野部の肥沃な農地を活かした米・麦・大豆や果樹、花卉、茶などの農業が盛んで、特に八女市は全国有数の茶の産地として知られる。また、有明海沿岸ではのり養殖を始めとした水産業も重要な地場産業となっている。久留米圏域では伝統的なものづくりや医療・福祉、教育機関が集積し、都市的な生活利便性と自然豊かな田園環境が共存する。久留米餅、八女提灯や大川市の家具など、伝統工芸や特産品のブランド力も高い。有明圏域の大牟田市では石炭産業の歴史や重化学工業、近年では世界文化遺産登録地として観光資源の活用も進んでいる。

一方、地域経済はグローバル化や人口減少、産業構造の変化の中で、担い手不足や後継者問題、新たな産業・雇用の創出、人材活躍の場づくりが課題である。交通面では、九州新幹線や九州自動車道、大分自動車道、有明海沿岸道路など、県内外を結ぶ広域交通基盤が整備され、域内外へのアクセスは良好であるが、公共交通の利便性維持や山間地・中山間地域での生活インフラ確保が課題となっている。

また、久留米市を中心とした都市部と、山間地や有明沿岸部の農漁村部、伝統的な町並みや自然景観、観光地など、多様な生活・文化圏が存在し、地域間格差の解消や地域資源の活用も大きなテーマである。気候変動による自然災害リスクや、高齢化の進行に伴う医療・福祉ニーズの増大、人口減少社会における都市機能や生活サービスの持続可能性の確保も課題として挙げられる。

## (基本方向)

筑後地域においては、圏域ごとの特性や隣接する熊本県との広域の連携を活かし、多様な世代が安心して暮らし続けられる持続可能な地域社会の実現を目指す。

まず、八女・筑後圏域では、全国ブランドの農産物や伝統工芸品、豊かな自然や歴史的町並みなど、地域資源を活用した産業・観光振興と雇用創出により、若年層・子育て世代の定住促進と交流人口の拡大を図る。新幹線や高速道路による高い交通利便性を活かし、企業誘致や地元企業の成長支援、農産物・特産品のブランド化、6次産業化、農商工連携による新商品開発や輸出促進を進めるとともに、伝統文化の継承や新たな観光資源の創出、多様な交流・体験の場づくりも強化する。住みやすい環境や子育て支援、健康づくりの推進、コミュニティバス等の地域公共交通の充実にも取り組み、高齢者も若者も元気に暮らせる地域づくりを推進する。

久留米圏域では、都市的な生活利便性と豊かな田園・自然環境、医療・教育機能の集積を活かし、都市と農村が共存できる住環境の形成や、県南地域の経済・学術・医療拠点としての機能強化を進める。ものづくり産業や農業等の振興、産学官連携の促進、中心市街地の活性化、高度産業人材の育成・確保にも力を入れる。また、外国人住民を含む多様な住民が共生できる地域社会の構築、文化・スポーツ・観光資源を活用した交流人口・関係人口の拡大を目指す。医療・教育・子育て支援の充実や地域包括ケア体制の強化を図り、安心して長く暮らせるまちをつくる。

有明圏域は、熊本県と接する県境地域であるという特殊性から、様々な施策を実施する上で、熊本県の自治体と相互に影響を受け合う関係にある。このため、本県では、隣県と連携し、県境地域全体の振興を推進することを目的とした「県境地域振興ビジョン」を策定しており、同ビジョンも踏まえ、圏域の現状や課題に応じた様々な取組を進める。

三池炭鉱・三池港などの産業遺産や有明海・矢部川などの豊かな自然、農林水産物や独特の景観・文化資源を活かし、地元産業の振興や雇用創出、観光振興、移住・定住の促進に取り組む。港湾・幹線道路・工業用地といった産業インフラを活かし、半導体関連企業を中心とした企業誘致、創業支援、高等教育機関との連携による人材育成を進める。農林水産物のブランド化や6次産業化、観光資源と食文化を融合した広域観光ルートの開発、インバウンド対応の強化などによる交流・観光消費の拡大を図る。高齢化率が高い状況を踏まえ、健康寿命の延伸や生活支援の充実、中山間地域における生活インフラの確保、資源循環型社会の推進にも積極的に取り組む。

このように、筑後地域では、豊かな自然や農林水産資源、伝統産業や医療・教育といった多様な地域資源・産業の強みを活かしつつ、人口減少・高齢化社会に対応した都市機能やサービスの集約・拠点化、地域ごとの特色ある産業振興や人材確保、地域コミュニティの活性化、自然・文化資源の保全と活用、災害に強いインフラ整備や生活環境の充実を推進することで、持続可能な土地利用と、多世代が安心して暮らし続けられる活力ある地域社会の実現を図る。

また、筑後川や矢部川、有明海などの豊かな自然環境、伝統と革新が融合した文化・ものづくりの歴史を活かし、隣県の自治体とも連携しながら、域内外の情報の共有や人・モノの交流を促進し、魅力ある定住圏域・広域経済圏の形成を進める。

### (3) 筑豊地域

#### (現状と課題)

筑豊地域は、直方・鞍手圏域（直方市、宮若市、小竹町、鞍手町）、飯塚・嘉穂圏域（飯塚市、嘉麻市、桂川町）、田川圏域（田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町）の5市9町1村で構成され、面積は9万8,457haと県土の19.7%を占める。筑豊地域は、かつて日本の近代化を牽引した石炭産業の中心地として発展し、現在も自動車や機械金属などものづくり産業の集積地としての顔を持つ一方、少子高齢化と人口減少が著しく進行し、地域経済や社会の持続性確保が課題となっている。

令和2年の総人口は約40万人で県全体の約8%を占めるが、年少・生産年齢人口が減少し、高齢化率は直方・鞍手圏域で36%、飯塚・嘉穂圏域で34%、田川圏域では38%に達しており、県内でも高い水準となっている。特に10代後半から40代前半の若年・子育て世代の都市圏（福岡市圏域、北九州市圏域、東京圏等）への転出超過が続いており、将来を担う人材の流出抑制と定住促進が喫緊の課題である。

産業面では、直方・鞍手圏域を中心にトヨタ自動車九州等の自動車産業、機械金属産業などが集積し、就業者の約4割が製造業に従事する全国でも有数のものづくり地域となっている。飯塚・嘉穂圏域では医療・福祉、教育分野の就業者比率が高く、大学等の研究開発機能が立地しており産学官連携が期待される。加えて、旧街道や炭鉱関連遺産のような歴史的遺産が多く残っている。田川圏域では医療・福祉分野の就業者比率が全国平均の2倍超と本県圏域内で最高となっている。また、英彦山や福智山などの自然や伝統工芸などの観光資源、炭鉱遺産を活用した地域振興も特色となっている。

一方で、石炭産業の終焉や産業構造の変化により人口流出が長期化し、若年層の定住や地域産業の担い手確保が困難となっている。特に子育て・教育環境の充実、魅力ある雇用の場づくり、健康寿命の延伸や包括ケアの推進、生活交通の利便性確保など、持続的な地域社会づくりに向けた課題がある。

さらに、各圏域においては公共インフラの老朽化への対応、炭鉱遺産や歴史・文化資源の保全と活用、農林業の担い手確保やブランド化、地域コミュニティの活性化など、将来にわたり安心して暮らせる地域づくりが求められている。

#### (基本方向)

筑豊地域では、県内有数のものづくり集積地、大学・研究機関、豊かな自然と歴史文化資源を持つという圏域ごとの強みを活かし、人口減少・高齢化が進む中でも、多様な世代が安心して暮らし続けられる持続可能な地域社会の実現を目指す。

まず、直方・鞍手圏域では、自動車関連産業や機械金属産業など高度なものづくりの産業基盤を活かし、安定した雇用の創出に取り組む。トヨタ自動車九州などの企業集積や産業支援機関を活かし、関連産業の取引拡大や地元人材の育成・確保、新規企業の誘致を進めるとともに、若年層・子育て世代の定着促進、移住・定住に向けた魅力ある生活環境や教育・子育て支援の充実を図る。通勤・通学圏としての役割強化や、関係人口の拡大、職住近接型のまちづくりを推進する。さらに、福智山系や遠賀川流域の自然環境、竹原古墳・脇田温泉など地域資源を活用した観光・交流人口の拡大にも取り組み、地域経済の多様化を目指す。

飯塚・嘉穂圏域では、九州工業大学情報工学部、近畿大学産業理工学部、飯塚リサーチパーク等の大学・研究機関や医療・福祉分野の集積を活かし、ブロックチェーンなどIT産業の振興、医工学連携の推進による新産業の育成・集積に取り組む。また、福岡・北九州両都市圏への良好な交通アクセスや医療サービスの充実等の住みやすい住環境の情報発信、子育て支援や教育環境の充実に努め、若年層・子育て世代の転出抑制と転入促進を図る。さらに、シュガーロードや炭鉱遺産、スポーツ資源等、歴史・文化・観光資源を活用した交流人口の拡大、農林業のブランド化・6次産業化による地域経済の活性化を目指す。

田川圏域では、自動車関連産業に隣接する地理的優位性、英彦山・福智山など豊かな自然、山本作兵衛翁の炭坑記録画・三井田川鉱業所伊田坑跡などの炭鉱関連遺産、伝統工芸といった多様な地域資源を楽しむことができる職住近接型の定住圏域としての発展を図る。福岡県立大学を核とした教育機能強化、若年層・子育て世代の転出抑制・転入促進、地元産業の担い手確保、企業誘致を進めるとともに、地域コミュニティの再生・関係人口の創出にも取り組む。鉄道・バスなどの地域公共交通体系の充実に向けた取組が求められる。

このように、筑豊地域では各圏域の強み・特性を活かしながら、ものづくりの産業基盤や大学・医療機能、豊かな自然・観光資源など地域資源の多面的な活用と産業振興、人材確保・育成、定住・交流人口の拡大、生活利便性と安心・安全な暮らしの確保を推進する。持続可能な土地利用と調和した都市・農山村・中山間地域それぞれの役割強化、歴史・文化資源の保存と活用、災害に強いインフラ整備にも取り組み、人口減少・高齢化社会にあっても活力ある地域社会の実現を図る。

#### (4) 北九州地域

##### (現状と課題)

北九州地域は、北九州市圏域（北九州市）、遠賀・中間圏域（中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）、京築圏域（行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町）の4市9町で構成され、面積は11万7,161haで県土の約23.5%を占めている。北九州市を中心に、交通や産業、医療・福祉・教育機能が集積し、各圏域におい

て特色ある自然・歴史・文化資源を有している。

令和2年の総人口は約125万人で、県全体の約24%を占めるが、いずれの圏域でも少子高齢化や人口減少が進んでいる。政令指定都市である北九州市を含む北九州市圏域では、令和6年に20代から30代の若年層や子育て世代が転入超過となるなど、トレンドの変化がみられるものの、生産年齢人口の減少と高齢化率の高さが引き続き課題となっている。遠賀・中間圏域や京築圏域でも、若年人口の減少や高齢化の進行が課題であり、地域コミュニティの担い手や地域産業の次世代人材確保が大きな課題となっている。

産業面では、北九州市圏域において我が国の近代化や高度経済成長の原動力となってきたものづくり産業や物流・交通の基盤が集積しており、北九州空港や北九州港、東九州自動車道といった広域交通インフラが地域の発展を支えている。ものづくりを支える高度な技術力の集積を活かし、将来の産業構造の変化を見据えた産業振興が求められている。また、遠賀・中間圏域は北九州市の衛星都市として住宅・商業施設の集積が進む一方、若い世代、子育て世代の転出抑制・転入促進のため雇用環境や子育て環境の維持・充実が課題である。京築圏域では自動車関連産業の集積や農林水産業のブランド化が進むが、若い世代の転出抑制や外国人材の活用、地域資源の継承・発信への取組が求められている。

#### (基本方向)

北九州地域では、圏域ごとの特性を活かし北九州市圏域をはじめとした隣接圏との連携を行った定住圏域を構成し、人口減少・高齢化社会においても持続可能な地域社会の実現を目指す。

まず、北九州市圏域では、ものづくりの産業基盤や高度な技術・産学官連携、充実した交通インフラを活かし、安定した雇用を創出する新たな成長産業の振興、周辺圏域の雇用の受け皿としての機能を担う圏域として発展していくことが期待される。また、北九州空港や北九州港、東九州自動車道などの広域インフラの強化や、国際物流・交流拠点としての機能強化を進める。さらに、若い世代や子育て世代の転出抑制と定住促進のため、子育て・教育環境の充実やテレワーク・ワーケーション等新たなライフスタイルの受け皿整備が求められている。また、歴史や文化を活用した、観光資源の活用を図り、門司港レトロ地区や産業遺産、世界文化遺産などの観光振興、文化財や景観の保全・活用により、地域の魅力向上や交流人口の増加を目指す。

遠賀・中間圏域では、北九州市圏域との近接性を活かし、通勤・通学利便性を強みに定住人口の確保や生活利便性向上、若い世代・子育て世代の移住・定住促進、子育て・教育・医療・福祉等の生活環境整備、関係人口の拡大に取り組む。また、6次産業化等による農水産業の収益力強化、体験型観光の推進、滞在型観光ルートの整備など、地元産業・観光産業の活性化、地域経済の多様化を図る。

京築圏域では、大分県と接する県境地域であるという特殊性から、様々な施策を実施する上で、大分県の自治体と相互に影響を受け合う関係にある。このため、本県では、隣県と連携し、県境地域全体の振興を推進することを目的とした「県境地域振興ビジョン」を策定しており、同ビジョンも踏まえ、圏域の現状や課題に応じた様々な取組を進める。

自動車メーカーに近接する地理的優位性や苅田港など産業基盤を活かし、自動車関連事業を中心とした企業誘致、若年層や外国人材の活躍促進に取り組む。農林水産業の振興、特産品のブランド化、6次産業化を推進し、安定した雇用や担い手の確保、UIターン促進、子育て・教育環境の充実や住環境整備に取り組む。神楽など伝統文化の継承・発信や、多文化共生のまちづくりも進める。交通インフラ整備や公共交通の利便性向上、地域コミュニティの活性化を図り、定住・交流人口の拡大を目指す。

このように、北九州地域では都市機能や産業の強みを基盤としつつ、人口減少・高齢化社会に対応した都市機能やサービスの集約・拠点化、地域ごとの多様な産業振興・人材確保・コミュニティ活性化、地域資源の保全・活用、災害に強いインフラ整備と生活環境の充実を推進することで、持続可能な土地利用と多様な世代が安心して暮らし続けられる活力ある地域社会の実現を図る。

### 第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

県土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要がある。このため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、県及び市町村は、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施する。

本計画は、県及び市町村に加え、地域住民や民間企業、NPO、学術研究者等の多様な主体の活動により実現される。以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参加と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものである。加えて、その実施に際しては、デジタル技術の活用等のDXの視点及びワンヘルスの視点を踏まえたものとなるように努める。

#### 1 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びに本計画及び市町村計画など、土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理を図る。特に、土地利用基本計画においては、県は地域が主体となった土地利用を推進するため基礎自治体である市町村の意向を十分に踏まえるとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえた市町村など、関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の総合調整を積極的に行う。また、県境を越える土地利用の課題については、必要に応じて隣接県と連携して対処する。

併せて、本計画の推進を図るため、市町村計画の策定に関し地域の土地利用のあり方の検討に資する情報等の提供に努めるなど支援の充実を図る。

## 2 土地の有効利用・転換の適正化

市街地における所有者不明土地等の低未利用土地及び空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用を図る。特に、空き家については、空き家所有者からの相談対応を行い、立地や管理状況の良好な空き家については、多様な利活用を推進する一方、所有者による適切な管理の促進、空き家の発生抑制、除却を推進する。また、所有者不明土地については、その発生予防と利用の円滑化を促進するとともに、周辺の地域における災害等の発生防止に向けた管理の適正化を進める。

道路については、公共・公益施設の共同溝への収容や無電柱化、既存道路空間の再配分等により、道路空間の有効利用を図るとともに、道路緑化等の推進による、良好な道路景観の形成を図る。

工業用地については、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進することにより、グローバル化への対応や産業の高付加価値化、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進める。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。また、既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地等の有効利用を促進する。

土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件等を勘案して適正に行うこととする。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。特に、人口が減少している地域においても農地や森林等から宅地等への転換が依然として続いている一方、都市の低未利用土地や空き家等が増加していることにかんがみ、これらの有効活用等を通じて、農地や森林等からの転換を抑制する。また、水害被害の軽減など多様な機能を発揮するグリーンインフラや Eco-DRR として都市部の緑地を保全・活用するなど、安全・安心の観点から、農地や森林等の有効利用を促進する。

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図る。また、地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、市町村の基本構想など地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画、福岡県環境保全に関する条例等との整合を図る。

農地等と宅地等が無秩序に混在する地域又は混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図る。また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じてい

る地域において、土地利用関連制度の的確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の状況に応じた総合的かつ計画的な土地利用を図る。

地方創生の観点から、交通利便性の向上等の地域産業の立地適性の状況変化を踏まえた、地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用転換など、関連する制度の弾力的な活用や必要な見直しを通じて、地域の合意形成に基づき、積極的な土地利用の最適化を推進する。

### 3 県土の保全と安全性の確保

県土の保全と安全性の確保のため、自然災害への対応として、流域内の土地利用との調和、生態系の有する多様な機能の活用等にも配慮した治水施設や砂防関係施設等の整備を通じ、より安全な県土利用への誘導を図るとともに、県土保全施設の整備と維持管理を推進する。併せて、「福岡県地域強靱化計画」に基づく県土の強靱化に取り組み、安全・安心な地域社会の実現を目指す。また、より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握、公表を行うとともに、土地本来の災害リスクや地域の状況等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への立地による誘導や、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進する。加えて、県民の主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成、配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等を推進する。また、ハード・ソフト両面からの事前防災・減災の推進や、インフラの冗長性・代替性の確保、官民や地域間の連携強化にも努める。さらに、渇水等に備えるためにも、水の効率的な利用と有効利用、水インフラ（河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等）の適切かつ戦略的な維持管理・更新を推進する。

県土保全と安全性の確保に向け、森林の有する多面的機能の維持・向上を適切に図るため、適切な保育、間伐等の森林整備を推進するとともに、山地災害の発生の危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の適切な配備及び保全管理を行う。また、地域の特性を踏まえ、水源かん養や土壌保全、生物多様性保全など多様な森林機能が発揮されるよう、総合的な整備・保全に取り組む。

中枢管理機能やライフライン等の安全性を高めるため、代替機能や各種データ等のバックアップ体制の整備等を推進するとともに、基幹的交通、エネルギー供給拠点、電力供給ネットワーク、通信ネットワーク及び上下水道等の多重性・代替性の確保を図る。

都市における安全性を高めるため、市街地等において、地下空間に対する河川や内水の氾濫防止対策、復旧に時間を要する施設や設備の代替性・冗長性の確保、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、住宅・建築物の耐震化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化、及び道路における無電柱化等の防災・減災対策を推進する。

#### 4 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

高い価値を有する原生的な自然については、公有地化や厳格な行為規制や保全活動等により厳正な保全を図る。野生生物の生息・生育、自然景観、希少性等の観点からみて優れている自然については、行為規制や保全活動等により適正な保全を図る。二次的自然については、適切な農林水産業、民間・NPO等による保全活動の促進や生物多様性の保全を通じて自然環境の維持・形成を図る。加えて、人と動物の健康と環境の健全性を一体的に守るワンヘルスの理念を踏まえ、県民・事業者等の主体的な保全活動の促進や普及啓発に努める。自然環境の維持・再生にあたっては、生物多様性の保全や里地里山等の適切な管理・回復を推進する。

県土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることも踏まえ、原生的な自然環境だけでなく、農地、荒廃農地等においても希少種等の野生生物に配慮した土地利用を推進する。また、県、市町村、事業者、県民が一体となって、希少野生動植物種の保護とその普及啓発に努め、生物多様性の確保と次世代への継承に取り組む。

広域的な生態系ネットワークの形成のため、森・里・まち・川・海のつながりを確保した生態系の保全・再生を進める。また、干潟や里地里山等の重要な生態系を核とし、NPO・企業・住民等と連携した生態系ネットワークの維持・回復を推進する。

自然環境及び生物多様性に関しては、気候変動による影響を踏まえ、保全を進める。

グリーンインフラやEco-DRRを通じて、広域的な生態系ネットワークの形成に貢献する自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。

国定公園等の優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の文化は、観光資源として極めて高い価値を有している。このため、県内外の誘客を促進し、自然体験機会の創出による生物多様性保全への理解促進とともに地域活性化を図ることで、自然環境の保護と利用の好循環を実現する。とりわけ、自然資源を活かしたエコツーリズムの推進に加え、環境に配慮して生産された産品、地域の自然により育まれた伝統、文化等の活用により、観光をはじめとした地域価値の向上を図る。

鳥獣による被害防止のため、鳥獣の保護・管理を行う人材育成を推進する。また、侵略的外来種の定着、拡大を防ぐため、防除等の戦略の検討を進め、防除手法の検討やその他防除に必要な調査研究を行う。加えて、鳥獣の重要な生息地については、鳥獣保護区や特別保護地区の指定・再指定等によりその保全を図るほか、感染症や違法飼養の防止にも取り組む。

地域におけるカーボンニュートラルの実現のため、地域共生型の太陽光・バイオマス等の再エネの面的導入、都市における緑地・水面等の効率的な配置など環境負荷の小さな土地利用を図る。また、地域の暮らし、まちづくり、交通、インフラ、農林水産業におけるグリーン化の取組や、森林資源の循環利用に向けた取組を進める。

都市においては、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約し、公共交通の利用促進やウォークアブルな空間形成を進めることで、車中心から人中心へ転換し、自動車移動

に伴うCO<sub>2</sub>排出量を削減することに加え、職住近接やデジタル技術を活用した働き方の推進により、都市部の脱炭素化を図る。さらに、建物屋根や公共施設等を活用した次世代型太陽電池を含む自家消費型太陽光発電の導入促進、県有建築物における再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー化の推進等の取組を進める。

県民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行う。住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒音、悪臭等による県民の生活環境への影響に配慮した計画及び操業とすることを推進する。特に、閉鎖性水域に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水や工場・事業場排水等の点源負荷及び市街地、農地等からの面源負荷の削減対策や適切な栄養塩類濃度を維持する管理など、総合的な水質改善対策を推進し、健全な水循環の維持又は回復を図る。併せて、汚水処理の更なる普及促進、施設の効率的な更新・耐震化、広域化・共同化の推進を通じて、持続可能な汚水処理体制の構築に努めるとともに、下水汚泥資源の肥料利用など資源循環の取組も進めていく。

循環型社会の形成に向け、廃棄物等の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を一層進めるなど、持続可能な資源利用を推進する。また、発生した廃棄物の適正な処理を行うため、施設の立地にあたっては環境の保全に十分配慮し、効率的かつ計画的な廃棄物処理体制の整備を図る。さらに、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。

海岸の保全を図るため、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組等を推進する。また、土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸を保全・再生するため、土砂採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動等に配慮しつつ適切に行う。

美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出、地域の歴史や文化に根ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図り、景観法に基づく良好な景観形成や、福岡県美しいまちづくり条例に基づく取組、広域景観の形成、地域の自然や歴史・文化、世界遺産などの個性を生かした景観整備を進めることに加え、身近な生活空間を花や草木で彩ることで、良好な居住環境を創出し、誰もが住みたいと思う美しいまちづくりを推進する。また、歴史的風土の保存を図るため開発行為等の規制を行う。

## 5 持続可能な県土管理

都市の集約化に向け、地域の状況に応じ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導等を推進する。また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、地域の関係者の連携・協働を通じて、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークを構築する。さらに、郊外住宅地や周辺集落を含む日常生活を営む身近なエリアにも、必要な機能が確保された地域生活拠点の形成を推進する。

食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに県土保全等の多面的機能を適切に発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向け、農地の大区画化や水田の畑地化・汎用化等の農業生産基盤の整備、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を推進する。また、担い手の負担軽減のため水路等の保安全管理といった地域の共同活動を支援する。利用度の低い農地については、農地のリース方式による企業の農業参入や、不作付地の解消、裏作作付の積極的拡大等、有効利用を図るために必要な措置を講ずる。さらに、農業の雇用創出、所得向上を図るため、農業、畜産、林業を含めた複合経営のほか、6次産業化、農泊、ジビエ利活用、農福連携等の多様な地域資源を他分野と組み合わせ、付加価値を創出する取組を推進する。また、DX やスマート農業等の新技術導入による生産性向上と、県産農林水産物のブランド力強化・販路拡大に努める。加えて、農福連携や多様な人材の活躍推進、持続可能な生産や農山漁村の防災・減災対策にも取り組む。

森林の有する多面的機能の持続的かつ適切な発揮のため、鳥獣被害対策、路網整備、森林境界の明確化等も進めながら、林業に適している人工林においては、再造林、間伐等の森林整備を推進するとともに、その他の森林については、自然条件等に応じて針広混交林化等を図る等、森林資源の適正な利用・管理を進める。

健全な水循環の維持又は回復のため、流域の総合的かつ一体的な管理、貯留・かん養機能の維持及び向上、安定した水供給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の促進、地球温暖化等の気候変動への対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進める。

## 6 多様な主体による県土利用・管理の推進

人口減少下における地域課題の解決に向け、本計画を初めとした各種計画における県土利用の基本方針や地域の実情を踏まえつつ、地域の発意と合意形成を基礎としながら、県土管理の工夫を行っていくことが重要である。県土の適切な管理に向けては、所有者等による適切な管理、国や県、市町村による公的な役割に加え、地域住民、企業、NPO、行政、他地域の住民など多様な主体が、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保安全管理活動等に参画するほか、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付等、様々な方法により県土の適切な管理に参画する取組を推進する。

## 7 県土に関する調査の推進

県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、県土の利用区分ごとの調査を推進するとともに、分野横断的な利用を図る。特に、地籍整備の実施による土地境界の明確化は、土地取引、民間開発・土地基盤整備の円滑化、さらには、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化等に大きく貢献し、極めて重要である。

市町村においては、地震や豪雨などの大規模災害等の被災想定地域の地籍整備を進

めるほか、山村における世代交代時の境界情報の喪失防止等の観点から、効率的な地籍整備の推進にも取り組む。また、希少種をはじめとする生物の分布情報については、健全な生態系の確保と県土利用・管理の推進に資する重要な情報であるため、様々な主体による調査結果の集約や分布情報等の整備を図る。さらに、県民による県土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図る。

## 8 計画の効果的な推進

本計画の推進等に当たっては、利用区分別の利用動向の把握や県土利用に関する施策の現状の把握など、その管理・運営を適切に行うとともに、関連する指標を活用して計画の総合的な点検を行い、必要に応じて見直しを検討する。

# 第4章 土地利用の原則及び調整に関する事項

## 1 土地利用の原則

県土利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行わなければならない。なお、五地域いずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るとともに、特に将来の無秩序な開発等が懸念される場合には、個別規制法の区域・地域の指定による措置を講じるなど、適正な土地利用の規制・誘導に努めるものとする。

### (1) 都市地域

都市地域は、4つの都市圏（福岡、北九州、筑豊、筑後）から構成されており、各都市圏は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域である。

都市地域の土地利用については、農林漁業との健全な調和を図りつつ、良好な都市環境の確保、形成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮しながら、既成市街地の整備を推進するとともに、今後新たに必要とされる宅地を市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。以下同じ。）又は用途地域（都市計画法第8条第1項第1号による用途地域をいう。以下同じ。）において計画的に確保、整備することを基本とする。

ア 市街化区域においては、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地の開発、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該地域内の樹林地、水辺地等自然環境を形成しているもので、良好な生活環境を維持するため不可欠なものについては、積極的に保護、育成を図るものとする。

イ 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同

じ。)においては、特定の場合を除き、都市的な土地利用を抑制し、良好な都市環境を保全するための緑地等の保全を図るものとする。

ウ 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、用途地域以外の都市地域においては、土地利用の動向を踏まえ、環境及び農林地の保全に留意しつつ、都市的な土地利用を認めるものとする。

加えて、都市と農山漁村との調和を基調とし、広域的な観点から都市計画制度を運用しながら、地域の実情に応じた適切な市街地の形成および持続的な都市づくりを推進する。

## (2) 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

農業地域の土地利用については、農用地が食料供給源として国民の最も基礎的な土地資源であるとともに、良好な生活環境や自然環境の構成要素であることにかんがみ、現況農用地は極力その保全と有効利用を図るとともに、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から今後新たに必要とされる農用地等を農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区画をいう。以下同じ。）において計画的に確保、整備するものとする。

ア 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることにかんがみ、土地改良、農用地造成等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、農用地の流動化による意欲ある担い手への農地利用集積をすすめ、農用地の効率的な利用と生産性の向上を図るものとし、他用途への転用は原則として行わないものとする。

イ 農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は極力調整された計画等を尊重し、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地、又は農業に対する公共投資の対象となった農地（以下「優良農地」という。）は後順序に転用されるよう努めるものとし、農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとする。

なお、農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観・自然環境等に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮するものとする。

### (3) 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。

森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能を持つとともに、県土保全、水源かん養、地球温暖化防止等の公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることにかんがみ、福岡県森林環境税等も活用しつつ、必要な森林の確保を図るとともに、森林の多面的機能が継続的に発揮されるよう整備と保全を積極的に図るものとする。

特に、都市近郊の森林については、良好な生活環境を確保するため、保健休養やレクリエーションの場としての整備を図るほか、緑地として保全するものとする。また、農山漁村部の森林については、地域の特性を活かした利用について検討するほか、森林の整備を積極的に展開し、その維持・管理に努めるものとする。

さらに、原始的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図るものとする。

ア 保安林（森林法第 25 条第 1 項及び第 25 条の 2 による保安林をいう。以下同じ。）については、県土保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることにかんがみ、適正な管理を行うとともに他用途への転用は行わないものとする。

イ 保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。

なお、森林を他用途へ転用する場合には、県土保全、自然環境の保全等の多面的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図るものとする。

### (4) 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するものであることにかんがみ、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとする。

ア 特別保護地区（自然公園法第 21 条第 1 項による特別保護地区をいう。以下同じ。）については、その景観を維持すべきものであることにかんがみ、厳正な保護を図るものとする。

イ 特別地域（自然公園法第 20 条第 1 項又は第 73 条第 1 項による特別地域をいう。

以下同じ。)のうち特別保護地区以外の地域については、その風致の維持を図るべきものであることにかんがみ、都市的利用及び農業的利用等を行うための開発行為は極力避けるものとする。

ウ その他の自然公園地域においては、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避けるものとする。

#### (5) 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く県民がその恵沢を享受するとともに、将来の県民に自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。

ア 特別地区（自然環境保全法第 25 条第 1 項又は第 46 条第 1 項による特別地区をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨にかんがみ、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。

イ その他の自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

## 2 土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち 2 地域が重複している地域においては次に掲げる調整指導方針に即し、また、3 以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、第 1 章の 2 に掲げる県土利用の基本方針に基づき、人口動向等地域特性を踏まえた適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

### (1) 都市地域と農業地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合  
農用地としての利用を優先するものとする。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合  
土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

### (2) 都市地域と森林地域とが重複する地域

ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合

保安林としての利用を優先するものとする。

- イ 市街化区域又は用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合  
原則として、都市的な利用を優先するが、公益的機能を有する森林としての保全に努めるものとする。
- ウ 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合  
原則として、森林としての利用を優先するものとし、森林としての利用と都市的な利用との調整を図るものとする。

(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

- ア 市街化区域又は用途地域と自然公園地域とが重複する場合  
自然公園としての機能を維持しつつ、これとの調整を図りながら、都市的利用を図っていくものとする。
- イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合  
自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
- ウ 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合  
自然公園としての機能を重視しつつ、両地域の調整を図るものとする。

(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

自然環境としての保全を優先するものとする。

(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域

- ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合  
保安林としての利用を優先するものとする。
- イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合  
原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認めるものとする。
- ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合  
森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

- ア 農業地域と特別地域とが重複する場合  
自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
- イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合

自然公園としての機能を重視しつつ、両地域の調整を図るものとする。

(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域  
自然環境としての保全を優先するものとする。

(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域  
自然公園としての機能を重視しつつ、両地域の調整を図るものとする。

(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域  
自然環境としての保全を優先するものとする。

※整理表（土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向）

五地域区分	五地域区分 細区分	都市地域			農業地域		森林地域		自然公園地		自然保全地域		
		市街化区域・用途地域	市街化調整区域	その他	農用地	その他	保安林	その他	特別地域	普通地域	原生自然環境保全地域	特別地区	普通地区
都市地域	市街化区域・用途地域				×	×	×	②	×	⑥	×	×	×
	市街化調整区域				↑	①	↑	③	↑	⑦	×	↑	↑
	その他				↑	①	↑	③	↑	⑦	×	↑	↑
農業地域	農用地	×	←	←			×	④	↑	⑦	×	↑	↑
	その他	×	①	①			↑	⑤	↑	⑦	×	↑	↑
森林地域	保安林	×	←	←	×	←			⑦	⑦	×	↑	↑
	その他	②	③	③	④	⑤			⑦	⑦	↑	↑	↑
自然公園地	特別地域	×	←	←	←	←	⑦	⑦			×	×	×
	普通地域	⑥	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦			×	×	×
自然保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×	←	×	×			
	特別地区	×	←	←	←	←	←	←	×	×			
	普通地区	×	←	←	←	←	←	←	×	×			

〔凡例〕

- ×：制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。
- ：相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先する。
- ①：土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認める。
- ②：原則として、都市的な利用を優先するが、公益的機能を有する森林としての保全に努める。
- ③：原則として、森林としての利用を優先するものとし、森林としての利用と都市的な利用との調整を図る。
- ④：原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認める。
- ⑤：森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認める。
- ⑥：自然公園としての機能を維持しつつ、これとの調整を図りながら、都市的な利用を図っていく。
- ⑦：自然公園としての機能を重視しつつ、両地域の調整を図る。

### 3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

別表に掲げた公的機関を主体とする開発保全整備計画については、当該計画に基づく事業が円滑に実施されるよう土地利用上配慮するものとする。

計画名	事業目的	規 模	位 置	計画主体	事業主体
該当なし	-	-	-	-	-